

東京都中央卸売市場条例第26条及び 東京都中央卸売市場条例 施行 規則第13条に基づき、
以下の 事項について公表いたします。

一 営業日及び営業時間

営業日 市場が定める開業日といたします

営業時間 6時00分から17時00分

荷受時間 11時30分から5時30分

二 取扱品目

青果物及びその関連物品

三 生鮮食料品等の引渡しの方法

出荷者に対しては受託契約約款もしくは当事者間の個別契約、買受人に対しては 当事者間の個別契約によるものとします。

四 委託手数料その他の生鮮食料品 等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

出荷者に対しては受託契約約款、買受人に対しては 当事者間の個別契約によるものとします。

五 生鮮食料品等の卸売に係る 販売代金の支払期日及び支払方法（条例第22条の規定による決済の方法に則したものに限る。）

当事者間の個別契約によるものとします。

六 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

東京都の指針に基づき 交付いたします。

以上